

諮問日：令和4年6月2日（令和4年度（個）諮問第4号）

答申日：令和4年10月19日（令和4年度（個）答申第9号）

件名：申出人が福岡高等裁判所に提出した「特定年月日付け抗告許可申立書」が受け付けられたこと等が分かる文書に記録された保有個人情報の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、別紙の番号を用いて「申出文書1」などという。）に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下、併せて「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が、「事件検索結果一覧」（以下「本件対象文書」という。）を本件対象個人情報が記録された文書として特定して開示し、申出文書1は存在しないとして、申出文書2から4（本件対象文書は除く。）は作成し、又は取得していないとして、それぞれ不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が令和4年3月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第8の4）に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 平成24年12月6日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「下級裁実施通達」という。）記第2の2「受付手続」には、「司法行政文書を受け付けたときは、封筒に受付日印を押す」と規定されており、下級裁実施通達別表第1（標準文書保存期間基準（保存期間表）例）（以下「下級裁実施通達別表第1」という。）

) の 15 の(1)には「事件の受付及び分配に関する文書の保存期間は、5年」と規定され、同表18の(5)のエには「廃棄記録文書の保存期間は、5年」と規定されている。よって、「特定年月日抗告許可申立書」（以下「本件申立書」という。）が郵送されて来た際の封筒を、「存在しない」との理由で不開示としたことは、下級裁実施通達違反である。封筒を廃棄したのであれば、存在しない証明として廃棄記録文書を明示するべきである。

2 下級裁実施通達記第2の2「受付手続」には、「司法行政文書を受け付けたときは、封筒に受付日印を押す」と規定されており、下級裁実施通達別表第1の15の(1)には「事件の受付及び分配に関する文書の保存期間は、5年」と規定されている。よって、「特定日A及び特定日Bの文書受付簿」や「特定日Aに提出した本件申立書を受け付けたことが記載されている文書」を「作成又は取得していない」との理由で不開示としたことは、下級裁実施通達違反である。なお、「文書受付簿」や「受け付けたことが記載されている文書」は作成しなければならない文書であり、取得する文書ではないから、「取得していない」との不開示理由は失当である。

3 下級裁実施通達記第2の3「配布」には、「受付手続を終えた司法行政文書を主管課等に速やかに配布する」と規定されており、下級裁実施通達別表第1の15の(1)には「事件の受付及び分配に関する文書の保存期間は、5年」と規定されている。よって、「特定日A及び特定日Bの配布先処理簿」や「特定日Aに提出した本件申立書が特定の部へ配布されたことが記載されている文書」を「作成又は取得していない」との理由で不開示としたことは、下級裁実施通達違反である。なお、「配布先処理簿」や「特定の部へ配布されたことが記載されている文書」は作成しなければならない文書であり、取得する文書ではないから、「取得していない」との不開示理由は失当である。

4 下級裁実施通達記第2の5「受理」には、「司法行政文書の配布を受けたときは、当該司法行政文書の受理を文書管理システムの受付の機能を利用して、

又は文書管理簿に所要の事項を記載する方法により行うものとする」と規定されており、下級裁実施通達別表第1の15の(1)では「訟務一般に関する業務文書の保存期間は、5年」と規定されている。よって、「特定日A及び特定日Bの配布文書受理簿」や「特定日A及び特定日Bに提出した本件申立書を特定の部が受理したことが記載されている文書」を「作成又は取得していない」との理由で不開示としたことは、下級裁実施通達違反である。なお、「特定の部が受理したことが記載されている文書」は作成しなければならない文書であり、取得する文書ではないから、「取得していない」との開示理由は失当である。

- 5 苦情申出人が開示を申し出た文書は、下級裁実施通達により、裁判所職員が職務上作成することが法定されている文書、裁判所職員が組織的に用いるものとして保存期間が法定されている文書である。裁判事務の性質上、公にすることにより、その適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報が記載されている文書ではない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件保有個人情報開示申出に対し、原判断庁において探索を行ったが、本件開示申出に係る情報を記録した司法行政文書は原判断により開示済みの本件対象文書を除いて存在しなかった。
- 2 この点、裁判所に配達される郵便物については、下級裁実施通達記第2の2の(1)及び3の(1)に基づき、郵便物が書留郵便物であるときは、特殊文書受付簿に所要の事項を記載し主管課へ引き継ぐが、書留郵便物以外の郵便物（普通郵便等）については、帳簿への記載等の定めはないため、受付や主管課への引継ぎを明らかにした帳簿を作成することが義務付けられているものではない。そして、当該郵便物が引き継がれた主管課においては、郵便物を開封した後、郵便物の内容に応じて、下級裁実施通達記第2の5の(1)による受理又は平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」（以下「受付分配通達」という。）記第2によ

る受付を行うこととされている。

なお、原判断庁においては、封筒については、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第4の3の(4)に定める保存期間を1年以上とする必要のない司法行政文書（以下「短期保有文書」という。）として扱い、平成25年7月31日付け福岡高裁総第489号福岡高裁長官通達「司法行政文書管理実施細目について」（以下「原判断庁実施細目」という。）記第2の1の(2)のイに基づき、20日間保管した後は主管課において、適宜廃棄している。

おって、下級裁実施通達別表第1の15の(1)「訟務一般に関する業務」に係る司法行政文書に該当するのは、同項に係る「業務に係る司法行政文書の類型」及び「司法行政文書の具体例」欄記載のとおり、訟務一般に関する連絡文書（一時的通達）であり、個別の事件の受付及び分配に関する文書は含まれない。

- 3 申出文書1に係る開示申出について、苦情申出人は、下級裁実施通達上、「司法行政文書を受付けたときは、封筒に受付日印を押す」と規定されていること、「事件の受付及び分配に関する文書の保存期間は、5年」と規定されていること、「廃棄記録文書の保存期間は、5年」と規定されていることから、本件申立書が郵送されて来た際の封筒を、「存在しない」との理由で不開示としたことは、下級裁実施通達違反である旨主張する。

しかし、下級裁実施通達上、司法行政文書を受け付けたときは、封筒に受付日付印を押す、と規定されているのみであり、開封後の封筒の取扱いについては、文書管理者の判断に委ねられているところ、前記2のとおり、開封後の封筒については、短期保有文書として取り扱っており、短期保有文書を廃棄した際は、下級裁実施通達記第11の1の(6)において廃棄日等の記録をすることが定められているものの、当該規定は、管理通達記第4の3の(4)のアからキまでの類型に該当しない短期保有文書であることを前提としており、当該封筒

は、同類型の「定型的又は日常的な業務連絡、日程表等」に該当することから、原判断庁において「廃棄記録文書」は作成又は取得していない。

したがって、当該封筒を原判断庁において実際に取得したのか否か及び取得後に廃棄されたのか否かが判然としないことから、存在しないとの理由で不開示とする判断に至ったものである。

なお、苦情申出人は、「封筒を廃棄したのであれば、存在しない証明として廃棄記録文書を明示すべき」と主張するが、開示申出があった保有個人情報の全部を開示しない場合には、開示しない理由を簡潔に付記すれば足りるものである（取扱要綱記第4の6の(2)）。

- 4 申出文書2に係る開示申出について、苦情申出人は、下級裁実施通達上、「司法行政文書を受付けたときは、司法行政文書の余白に受付日印を押す」と規定されていること、「事件の受付及び分配に関する文書の保存期間は、5年」と規定されていることから、「特定日A及び特定日Bの文書受付簿」や「特定日Aに提出した本件申立書を受付けたことが記載されている文書」を「作成又は取得していない」との理由で不開示としたことは、下級裁実施通達違反である旨主張する。

しかし、司法行政文書を受け付けたときは、司法行政文書の余白に受付日付印を押す、との規定は、「文書受付簿」や「司法行政文書を受付けたことが記載されている文書」の作成を義務付けるものではない。そして、申出文書2に係る開示申出のうち、「文書受付簿」については、前記2のとおり、書留郵便物以外の郵便物（普通郵便等）は、帳簿への記載等の定めはないため、文書受付簿といった帳簿は作成しておらず、また、特殊文書受付簿にも、苦情申出人の個人情報は記録されていなかったことから、作成又は取得していないとの判断に至ったものである。

申出文書2に係る開示申出のうち、「本件申立書を受け付けたことが記載されている文書」との開示申出については、前記2のとおり、裁判所が郵便物を

受領したことが帳簿等で記録として残っているか否かにかかわらず、当該郵便物が引き継がれた主管課においては、郵便物を開封した後、郵便物の内容に応じて、下級裁実施通達記第2の5の(1)による受理又は受付分配通達記第2による受付を行うこととされているところ、探索の結果、「特定日Bに申出人が御庁に提出した本件申立書を受け付けたことが記載されている文書」との開示申出に係る個人情報記録された文書が存在したことから開示することとしたが、当該文書以外に、申出文書2に係る開示申出に係る情報を記録した司法行政文書を、原判断庁において作成又は取得していない。

- 5 申出文書3に係る開示申出について、苦情申出人は、下級裁実施通達上、「受付手続を終えた司法行政文書を主管課等に速やかに配布する」と規定されていること、「事件の受付及び分配に関する文書の保存期間は、5年」と規定されていることから、「特定日A及び特定日Bの配布先処理簿」や「特定日Aに提出した「本件申立書」が特定の部へ配布されたことが記載されている文書」を「作成又は取得していない」との理由で不開示としたことは、下級裁実施通達違反である旨主張する。

しかし、下級裁実施通達上、受付手続を終えた司法行政文書を主管課等に速やかに配布する、と規定されているのみで、その際における文書の作成については言及されておらず、当該規定は、「配布先処理簿」や「ある文書が配布されたことが記載されている文書」の作成を義務付けるものではない。そして、申出文書3に係る開示申出のうち、「配布先処理簿」については、下級裁実施通達、受付分配通達及び原判断庁実施細目に配布先処理簿を作成する規定はないため、原判断庁において作成又は取得していない。

申出文書3に係る開示申出のうち、「本件申立書が特定の部へ配布されたことが記載されている文書」との開示申出については、探索の結果、「特定日Bに申出人が御庁に提出した本件申立書が特定の部へ配布されたことが記載されている文書」との開示申出に係る個人情報記録された文書が存在したことか

ら開示することとしたが、当該文書以外に、申出文書3に係る開示申出に係る情報を記録した司法行政文書を、原判断庁において作成又は取得していない。

- 6 申出文書4に係る開示申出について、苦情申出人は、下級裁実施通達上、「司法行政文書の配布を受けたときは、当該司法行政文書の受理を文書管理システムの受付の機能を利用して、又は文書管理簿に所要の事項を記載する方法により行うものとする」と規定されていること、「訟務一般に関する業務文書の保存期間は、5年」と規定されていることから、「特定日A及び特定日Bの配布文書受理簿」や「特定日A及び特定日Bに提出した「本件申立書」を特定の部が受理したことが記載されている文書」を「作成又は取得していない」との理由で不開示としたことは、下級裁実施通達違反である旨主張する。

しかし、司法行政文書の配布を受けたときは、当該司法行政文書の受理を文書管理システムの受付の機能を利用して、又は文書受理簿に所要の事項を記載する方法により行うものとする、との規定は、司法行政事務を所管する事務局の課等が、保存期間を1年以上とする司法行政文書を直接受領し、又はその配布を受けたときの当該司法行政文書の受理の方式について定めたものである。

そして、申出文書4に係る開示申出のうち、「配布文書受理簿」については、前記2のとおり、書留郵便物以外の郵便物（普通郵便等）については、帳簿への記載等の定めはないため、原判断庁において「配布文書受理簿」は作成しておらず、また、特殊文書受付簿にも、苦情申出人に係る個人情報記録されていなかったことから、作成又は取得していないとの判断に至ったものである。

また、申出文書4に係る開示申出のうち、「特定日A及び特定日Bに申出人が御庁に提出した本件申立書を特定の部が受理したことが記載されている文書」との開示申出については、裁判部の個別の事件記録の管理に関する情報であり、裁判事務に関する文書に記録された情報であると考えられるところ、保有個人情報開示手続の対象となるのは、司法行政文書に記録されているものに限られる（取扱要綱記第1の8ただし書。令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第1

の4ただし書。)から、苦情申出人が開示を求めた情報は、仮に存在するとしても、保有個人情報開示手続の対象とはならない。念のため、司法行政部門においても探索を行ったが、「特定日A及び特定日Bに提出した本件申立書を特定の部が受理したことが記載されている文書」との開示申出に係る情報を記録した文書は、原判断庁において作成又は取得していない。

7 苦情申出人は、上記のほか、不開示理由を「司法行政文書は、作成又は取得していない」としたことについて、作成しなければならない文書であり、取得する文書ではないから、「又は取得していない」との開示理由は、失当である旨主張する。

しかし、上記のとおり、開示の対象となる保有個人情報は、司法行政文書に記録されているものに限られるところ、裁判所の職員が取得したことにより保有した司法行政文書に記録された保有個人情報についても開示の対象となるのであるから、不開示理由を「作成又は取得していない」とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年6月2日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月23日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年9月9日 審議
- ⑤ 同年10月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書には、事件検索結果として、「事件番号」欄に本件申立書に係る事件番号が、「事件名」欄に「許可抗告申立て事件」が、「受付年月日」欄に特定日Bが、「部係」欄に特定の部が記載されていることが認められる。上記記載内容を踏まえれば、本件対象文

書は、本件申立書が、特定日Bに受け付けられ、特定の部に配布されたことが記載されている文書であるということができ、申出文書2及び3に該当すると認められる。

2 申出文書1に係る開示申出について

(1) 苦情申出人は、下級裁実施通達上、「司法行政文書を受付けたときは、封筒に受付日印を押す」と規定されていること、「事件の受付及び分配に関する文書の保存期間は、5年」と規定されていること、「廃棄記録文書の保存期間は、5年」と規定されていることから、本件申立書が郵送されて来た際の封筒を、「存在しない」との理由で不開示としたことは、下級裁実施通達違反である旨主張する。

申出文書1は、本件申立書が郵送されるに当たって用いられた封筒である。

下級裁実施通達によれば、受付所において司法行政文書を受け付けたときは、受付手続として封筒又は司法行政文書の余白に受付日付印を押し、主管課等に配布するとされており（下級裁実施通達記第2の2の(1)及び3の(1)）、開封し、配布された後の封筒の取扱いについては、下級裁実施通達に上記のほか定めがないので、文書管理者の判断に委ねられていると解される。また、下級裁実施通達において、短期保有文書を廃棄した場合について、当該短期保有文書が管理通達記第4の3の(4)のアからキまでの類型に該当しない短期保有文書であるときに、廃棄をした日等について記録することが定められているが（下級裁実施通達記第11の1の(6)）、上記類型に該当するときは、廃棄をした日等について記録することは求められていないということが出来る。

そして、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、原判断庁においては、開封し、配布された後の封筒について、短期保有文書として扱っていること、主管課等において20日間保管するとされていること（原判断庁実施細目記第2の1の(2)のイ）が認められるとともに、当該封筒は、上記類型

のうち、「定型的又は日常的な業務連絡、日程表等」に該当するといえる。上記下級裁実施通達の解釈及び確認結果を踏まえれば、原判断庁において、開封後の封筒については短期保有文書として扱い、20日間保管した後は主管課等において適宜廃棄しているとし、当該封筒についての「廃棄記録文書」は作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

よって、当該封筒を原判断庁において実際に取得したのか否か及び取得後に廃棄されたのか否かが判然としないことから、存在しないとの理由で不開示とする判断に至ったとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容は合理的である。

(2) なお、苦情申出人は、封筒を廃棄したのであれば、存在しない証明として廃棄記録文書を明示すべき旨主張する。しかし、開示申出があった保有個人情報全部を開示しない場合には、開示しない理由を簡潔に付記すれば足りる（取扱要綱記第4の6の(2)）と定められている。よって、「存在しない」との理由をもって不開示とした判断は当該規定に反するものでなく、苦情申出人の上記主張を採用することはできない。

3 申出文書2に係る開示申出について

苦情申出人は、下級裁実施通達上、「司法行政文書を受付けたときは、司法行政文書の余白に受付日印を押す」と規定されていること、「事件の受付及び分配に関する文書の保存期間は、5年」と規定されていることから、「特定日A及び特定日Bの文書受付簿」や「特定日Aに提出した本件申立書を受付けたことが記載されている文書」を「作成又は取得していない」との理由で不開示としたことは、下級裁実施通達違反である旨主張する。

申出文書2は、本件申立書の受付に係る文書であるところ、下級裁実施通達によれば、裁判所は、受付所において司法行政文書を受け付けたときは、受付手続を終えた後、司法行政文書を主管課等に配布すること（下級裁実施通達記

第2の2の(1)及び3の(1))、この受付手続に際し、当該文書が書留郵便物であるときは、特殊文書受付簿に所要の事項を記載し主管課等へ引き継ぐことが定められているが(下級裁実施通達記第2の2の(1))、書留郵便物以外の郵便物(普通郵便等)についての特殊文書受付簿への記載等の定めはないことから、下級裁実施通達上、受付や主管課等への引継ぎを明らかにした帳簿を作成することは義務付けられていないと解される。そして、当該郵便物が引き継がれた主管課等においては、郵便物を開封した後、郵便物の内容に応じて、手続を行うこととされ、当該郵便物が司法行政文書(短期保有文書を除く。)であった場合は、当該司法行政文書の受理を文書管理システムの受付簿を利用して、又は文書受理簿に所要の事項を記載して行い(下級裁実施通達記第2の5の(1))、当該郵便物が事件に関する書類である場合には、受付分配通達記第2による受付を行うこととされている。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、原判断庁において、特殊文書受付簿に苦情申出人に係る個人情報記録されていなかったこと、書留郵便物以外の郵便物(普通郵便等)について、特殊文書受付簿のような帳簿は作成されていないことが認められた。

上記下級裁実施通達の定め及び確認結果を踏まえれば、原判断庁において、本件対象文書以外に、申出文書2に係る開示申出に係る情報を記録した司法行政文書を作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理的とはいえない。

4 申出文書3に係る開示申出について

苦情申出人は、下級裁実施通達上、「受付手続を終えた司法行政文書を主管課等に速やかに配布する」と規定されていること、「事件の受付及び分配に関する文書の保存期間は、5年」と規定されていることから、「特定日A及び特定日Bの配布先処理簿」や「特定日Aに提出した「本件申立書」が特定の部へ配布されたことが記載されている文書」を「作成又は取得していない」との理

由で不開示としたことは、下級裁実施通達違反である旨主張する。

申出文書3は、本件申立書の配布に係る文書であるところ、下級裁実施通達によれば、総務課等は、受付手続を終えた司法行政文書を主管課等に速やかに配布するが（下級裁実施通達記第2の3の(1)）、この配布手続に際し、当該文書が書留郵便物であるときは、特殊文書受付簿に所要の事項を記載し主管課等へ引き継ぐこととされている（下級裁実施通達記第2の2の(1)）。一方、下級裁実施通達において、苦情申出人が主張する「配布先処理簿」や「配布されていることが記載されている文書」の作成についての定めはないことから、下級裁実施通達上、司法行政文書の配布を明らかにした帳簿を作成することは義務付けられていないと解される。

そして、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、原判断庁において、特殊文書受付簿に苦情申出人に係る個人情報記録されていなかったこと（前記3参照）、受付分配通達及び原判断庁実施細目においても配布を明らかにした帳簿の作成についての定めはないこと、原判断庁において、上記帳簿は作成されていないことが認められた。

上記下級裁実施通達の定め及び確認結果を踏まえれば、原判断庁において、本件対象文書以外に、申出文書3に係る開示申出に係る情報を記録した司法行政文書を作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

5 申出文書4に係る開示申出について

- (1) 苦情申出人は、下級裁実施通達上、「司法行政文書の配布を受けたときは、当該司法行政文書の受理を文書管理システムの受付の機能を利用して、又は文書管理簿に所要の事項を記載する方法により行うものとする」と規定されていることなどから、「特定日A及び特定日Bの配布文書受理簿」や「特定日A及び特定日Bに提出した「本件申立書」を特定の部が受理したことが記載されている文書」を「作成又は取得していない」との理由で不開示とした

ことは、下級裁実施通達違反である旨主張する。

申出文書4は、本件申立書の受理に係る文書であるところ、まず、「配布文書受理簿」について検討すると、下級裁実施通達によれば、主管課等は、司法行政文書（短期保有文書を除く。）の配布を受けたときは、当該司法行政文書の受理を文書管理システムの受付の機能を利用して、又は文書受理簿に所要の事項を記載する方法により行うものとされているが（下級裁実施通達記第2の5の(1)）、一方、下級裁実施通達において、受理手続に際して苦情申出人が主張する「配布文書受理簿」の作成についての定めはないことから、下級裁実施通達上、司法行政文書の受理を明らかにした帳簿を作成することは義務付けられていないと解される。そして、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、原判断庁において、特殊文書受付簿に苦情申出人に係る個人情報記録されていなかったこと（前記3参照）、配布文書の受理についての帳簿は作成されていないことが認められた。

次に、「本件申立書を特定の部が受理したことが記載されている文書」について検討すると、本件申立書が特定の事件に係る抗告許可申立書であることからすれば、上記受理に関する情報は、裁判部の個別の事件記録の管理に関する情報であって、裁判事務に関する文書に記録された情報であるということが出来る。そして、保有個人情報開示手続の対象となるのは、司法行政文書に記録されているものに限られる（取扱要綱記第1の8ただし書。令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第1の4ただし書。）から、本件申立書を特定の部が受理したことが記載されている文書は、仮に存在するとしても、保有個人情報開示手続の対象とはならない。

上記下級裁実施通達の定め、確認結果及び取扱要綱の定めを踏まえれば、原判断庁において、申出文書4に係る開示申出に係る情報を記録した司法行政文書を作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

(2) なお、苦情申出人は、下級裁実施通達別表「訟務一般に関する業務文書の保存期間は、5年」と規定されていることも理由として、原判断が下級裁実施通達違反である旨主張する。しかし、下級裁実施通達別表第1の15の(1)「訟務一般に関する業務」に係る「業務に係る司法行政文書の類型」欄には、「事件の受付及び分配、開廷場所の指定、法廷警備その他の訟務一般に関する連絡文書」と、「司法行政文書の具体例」欄には「一時的通達」と記載されていることから、上記「訟務一般に関する業務」に係る司法行政文書に該当する司法行政文書は、訟務一般に関する連絡文書（一時的通達）であり、個別の事件の受付及び分配に関する文書は含まれないと解される。したがって、申出文書4は上記規定に該当する司法行政文書ではないから、苦情申出人の上記主張を採用することはできない。

6 苦情申出人のその他の主張について

苦情申出人は、前記のほか、不開示理由を「司法行政文書は、作成又は取得していない」としたことについて、作成しなければならない文書であり、取得する文書ではないから、「又は取得していない」との開示理由は、失当である旨主張する。しかし、保有個人情報開示手続においては、裁判所の職員が取得したことにより保有した司法行政文書に記録された保有個人情報についても開示の対象となる。したがって、苦情申出人の上記主張を採用することはできない。

7 そのほか、福岡高等裁判所において、本件対象文書以外に本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、福岡高等裁判所において本件対象文書以外に本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していないと認められる。

8 以上のとおり、原判断については、福岡高等裁判所において本件対象文書以外に本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していないと認められ

るから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 申出人が御庁に提出した「特定年月日付け抗告許可申立書」が、御庁に郵送されて来た際の封筒（表面及び裏面）
- 2 「特定日 A 及び特定日 B の文書受付簿（特定の引受番号）」や「特定日 A 及び特定日 B に申出人が御庁に提出した「特定年月日付け抗告許可申立書（特定の事件）」を受け付けたことが記載されている文書」
- 3 「特定日 A 及び特定日 B の配布先処理簿」や「特定日 A 及び特定日 B に申出人が御庁に提出した「特定年月日付け抗告許可申立書（特定の事件）」が特定の部へ配布されたことが記載されている文書」
- 4 「特定日 A 及び特定日 B の配布文書受理簿」や「特定日 A 及び特定日 B に申出人が御庁に提出した「特定年月日付け抗告許可申立書（特定の事件）」を特定の部が受理したことが記載されている文書」